

## 平成25年度 法令改正に係る『指針』内容の変更－新旧対照一覧

(注) 赤下線部が変更・訂正箇所です。法令改正による内容の変更は直線 (—)、誤植による正誤は波線 (〰) としています。

| 頁   | 新   | 旧  |
|-----|---|--|
| 520 | 「2. - (1) 特惠受益国又は特惠受益地域」の見出しの一部を変更する。<br><br>(1) 特惠受益国又は特惠受益地域 <u>(137 力国・7 地域)</u>   | (1) 特惠受益国又は特惠受益地域 <u>(138 力国・7 地域)</u>   |
| 524 | 「6. 経済連携協定との関係」の内容の一部を変更する。<br><br><b>6. 経済連携協定との関係</b><br>わが国と <b>経済連携協定</b> を締結しているメキシコ、マレーシア、チリ、タイ、インドネシア、フィリピン、ベトナム、インド、ペルー及び ASEAN 諸国を原産地とする物品に対しては <b>経済連携協定税率 (EPA 税率)</b> を適用することになっているので、同協定の適正な実施を確保するため、特惠対象物品のうち、EPA 税率が特惠税率と同じか又は特惠税率より低いものについては、特惠関税の適用は除外とされ EPA 税率が適用となる《暫定令第25条第2項第4号、 <u>第6号</u> 、財務省告示(平成19年第134号第1号(ニ))》。これは、EPA 税率に係るセーフガード措置、原産地の認定及び原産地証明書の発給等に関し、特惠関税の場合と異った取扱いを行う必要があるからである。<br>ただし、日 ASEAN 包括的経済連携協定の締約国のうち、特別特惠受益国であるカンボジア、ラオス及びミャンマーについては、EPA 税率と特惠税率が併存し、いずれかを適用できることになっている《暫定令第25条第2項 <u>第7号</u> 》。 | <b>6. 経済連携協定との関係</b><br>わが国と <b>経済連携協定</b> を締結しているメキシコ、マレーシア、チリ、タイ、インドネシア、フィリピン、ベトナム、インド、ペルー及び ASEAN 諸国を原産地とする物品に対しては <b>経済連携協定税率 (EPA 税率)</b> を適用することになっているので、同協定の適正な実施を確保するため、特惠対象物品のうち、EPA 税率が特惠税率と同じか又は特惠税率より低いものについては、特惠関税の適用は除外とされ EPA 税率が適用となる《暫定令第25条第2項第4号、 <u>第5号</u> 、財務省告示(平成19年第134号第1号(ニ))》。これは、EPA 税率に係るセーフガード措置、原産地の認定及び原産地証明書の発給等に関し、特惠関税の場合と異った取扱いを行う必要があるからである。<br>ただし、日 ASEAN 包括的経済連携協定の締約国のうち、特別特惠受益国であるカンボジア、ラオス及びミャンマーについては、EPA 税率と特惠税率が併存し、いずれかを適用できることになっている《暫定令第25条第2項 <u>第5号</u> 》。 |